

道路整備財源の確保等に関する提言

都市生活を支える重要な基盤施設である道路の整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地方の計画的な道路整備のための財源確保

- (1) 地方が真に必要とする道路整備が引き続き計画的に実施できるよう、地方の意見を踏まえ、必要な財源の充実強化を図ること。
- (2) 地方の財政負担軽減に資する地方道路整備臨時貸付金制度の維持・拡充を図ること。
- (3) 地方特定道路整備事業及び狭あい道路整備等促進事業については、事業期間の延長を図ること。

2. 有機的な道路ネットワーク整備のための財源確保

- (1) 高速自動車国道、一般国道、地方道等におけるミッシングリンクを解消し、有機的なネットワークの形成や大規模災害時における代替性を考慮した円滑な交通体系の確立を図るため、整備に当たっては、地域の実情を十分勘案して必要な財源を確保し、早期の完成を図ること。
- (2) 新直轄方式の高速道路については、地域の実情等を十分に勘案し整備促進を図るとともに、抜本的見直し区間の整備に着手すること。また、実質的な地方負担が生じないよう措置すること。
- (3) スマートインターチェンジ及びアクセス道路の整備促進等を図ること。
- (4) 道路の拡幅、パークアンドライドなど渋滞解消対策を促進すること。
- (5) 市町村合併による地域間の交流・連携を図る合併支援道路や広域連携道路などの整備を促進すること。

3. 事業評価の実施に当たっては、交通量を基準とする評価手法だけではなく、救急医療、地域活性化、安全・安心の確保など地域にもたらす様々な効果を総合的に評価する仕組みを導入すること。

4. 橋梁等の道路施設の長寿命化が図れるよう、耐震化、維持補修及び架け替え等に

対する財政措置の充実を図ること。特に、緊急輸送路等に架かる重要な橋梁の耐震化については、全額国の負担において行うこと。

5. 災害時における住民の安全安心を確保するため、高速道路等の道路の防災機能を活かし、防災拠点施設や避難場所等を一体的に整備すること。

6. 道路整備に当たっては、環境に十分配慮するとともに、地域住民の意向を考慮すること。

7. 訪日外国人の利便性向上を図るため、道路案内標識等における外国語表記を推進すること。

8. 東日本大震災関係

(1) 道路の防災・震災対策等に係る事業推進のために創設された社会資本整備総合交付金（復興枠）については、平成 25 年度以降においても継続すること。

(2) 被災地域の再生に必要な復興道路・復興支援道路等の道路網の整備促進を図ること。